



令和4年菊陽町成人式を 1月9日に開催

生涯学習課 生涯学習係 ☎(232)4917

■日時 令和4年1月9日(日)
午前9時30分、
例年に比べ、内容を縮小し、時間を短縮して開催します。

新型コロナウイルス感染状況によつては、中止する可能性もあります。

■場所 菊陽町図書館ホール
■対象者 平成13年4月2日〜平成14年4月1日生まれ

■申込方法

①10月1日時点で町内に住民票があった人
案内状を送付しています。同封の返信用はがきを、必ず11月15日(月)までに返送してください。往信用はがきが入場券となりますので、必ず必要事項を記入してお持ちください。

②10月1日以前に町外に転出した人や10月2日以降に転入した人
事前に申し込みが必要です。11月15日(月)までに、氏名(ふりがな)、生年月日、郵便番号、住所、電話番号をメールでご連絡ください。

電子メール
shogai@town.kikuyo.lg.jp

また、町ホームページから体調チェックシートをダウンロードし、記入して当日必ず提出してください。ダウンロードができない人は、FAXや郵送で対応しますので、ご連絡ください。

■お願い

①日頃より新型コロナウイルス感染リスクの高い行動は控え、健康管理に十分ご注意ください。

②新型コロナウイルスワクチン接種を希望する人は、早めの接種にご協力ください。

③対象者以外の会場への入場は、お控えください。介助が必要な人は、事前にご連絡ください。

④発熱や咳の症状があるなど体調がすぐれない人は、出席をお控えください。

※その他のお問い合わせ詳細は、ホームページに掲載しています。出席を希望する人は、必ずご確認ください。



町公式ホームページ



剪定樹木を回収します 緑のリサイクルにご協力ください

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

家庭から多量に発生する剪定樹木を回収しチップ状にします。チップには雑草の発生を抑制する効果や、土の乾燥を防ぐなどの効果があります。無料でチップをお渡しします。

■費用 無料(ごみ袋不要)

■処理の対象となる樹木

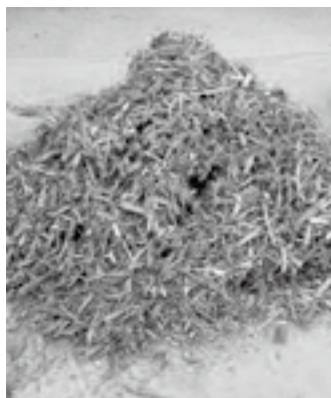
住宅敷地内の庭木、生け垣など

■処理できない樹木

皮膚病の原因になる木(はげ、漆など)、実の付いた木、木の根、釘や針金がついた木、建築廃材、竹

■注意事項

- ①広がっている枝は落とす
- ②直径15cm以内、長さ2m以内
- ③土や小石などを混入させない
- ④搬入の際はマスクを着用し感染症対策を十分に行ってください。
- ⑤当日発熱やせきの症状がある人は来場をご遠慮ください。



チップ状に粉碎された樹木

実施日	搬入時間	回収場所
12月5日(日)	午前9時~11時	菊陽町役場 西側駐車場(町民グラウンド)
	午後1時~2時	武蔵ヶ丘コミュニティセンター 駐車場
	午後3時~4時	新山白鈴公園

■申込方法 12月2日(木)までに、電話で申し込み。(予約制)

浄化槽の 法定検査を受けましょう

浄化槽管理(設置)者の皆さんには、浄化槽法で①保守点検②清掃③法定検査の3つが義務付けられています。

保守点検は調整・修理を、清掃は浄化槽内の汚泥などの引き抜きや洗浄を行うものです。

法定検査は、トイレの排水や生活雑水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、きちんと機能しているか確認するものです。

法定検査は県が指定した検査機関(公益社団法人熊本県浄化槽協会)が行います。

保守点検を行っていても、次の表に従って法定検査は必ず受けるようお願いいたします。

検査名	対象	回数
7条検査 (設置後の水質検査)	新たに浄化槽を設置した人	設置後3~8カ月以内に1回
11条検査 (定期検査)	浄化槽を設置している人	毎年1回

■問い合わせ
環境生活課 環境係 ☎(232)2114

ごみなどの違法な焼却は 禁止されています

■「野焼き」とは

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを「野焼き」と言い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

違反する野焼きを行った人には5年以下の懲役、1千万円以下の罰金のいずれかまたは両方が科せられます。(廃掃法第25条)

■例外的に認められる場合

- ・風俗慣習上、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(廃ビニールの焼却は不可)
- ・たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※ただし、以上の場合であっても必要最小限にとどめてください。

■問い合わせ
環境生活課 環境係 ☎(232)2114

危険なブロック塀を撤去する費用を 補助します

地震発生時の人身事故防止や避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などを撤去する費用を補助します。

■対象事業費

以下の要件をすべて満たすブロック塀の撤去に要する費用(ブロック塀にはレンガ塀や看板などの工作物も含む)

- ・通学路などに面している
 - ・道路面からの高さが80cm以上
 - ・ブロック塀自体の高さが60cm以上
 - ・ヒビ、ぐらつき、傾きがあるなど、危険な状態である
- ※町が現地調査を行い、要件を満たすか判断します。まずは電話でご相談ください。

■補助金額 10分の10(上限20万円かつ1.2万円/㎡)

■申請期限 12月24日(金)



生垣等設置奨励補助金

ブロック塀などを撤去した土地には、生垣の設置を推奨しており、費用を補助します。

■対象事業費

- 以下の要件を満たす生垣の設置に要する費用
- ・公衆用道路に面した部分に総延長5m以上植栽するもの
- ・外部から眺望できる高さが、70cm以上のもの
- ・植栽間隔が1㎡当たり2本以上のものなど

■補助金額 3分の1以内(上限5万円)

■申し込み・問い合わせ
都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927